

主な指摘事項等

[相談系サービス]

○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援 ○障害児相談支援

令和7年度越谷市障害福祉サービス集団指導
福祉部福祉総務課

内容

本資料の内容は次のとおりです。
適切な事業所運営にお役立てください。

●主な指摘事項と重要な確認ポイント

- ①運営基準関係 …… 3ページ
- ②報酬関係 ……15ページ

①運営基準関係

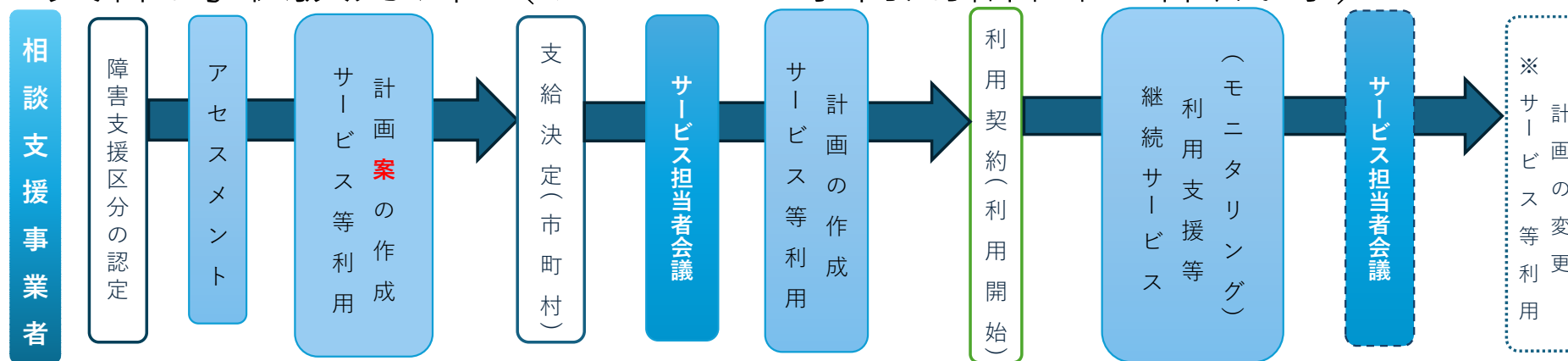
運営基準について、実際に事業所で指摘があった内容を踏まえて、押さえてほしいポイントを解説します。

- 1.具体的取扱方針（個別支援計画の作成等）
～計画相談支援と障害福祉サービス事業者の関係～
- 2.情報公表制度に基づく報告
- 3.業務継続計画（BCP）
- 4.虐待の防止措置
- 5.感染症の予防及びまん延の防止のための措置
～感染症対策指針と感染症BCPの内容の比較～
- 6.その他

1. 具体的取扱い方針（サービス等利用計画の作成等）

●主な指摘事項と重要な確認ポイント

①運営基準関係



①計画原案作成までのポイント

- 相談支援専門員が計画の作成業務を担当していますか？
- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮していますか？（もし困難な場合は利用者の意思・判断能力等を丁寧に把握していますか？）
- アセスメントの際は利用者の**居宅等を訪問した上で面接**し、利用者の希望する生活や課題等を把握していますか？
- 作成した計画案について、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で**交付**していますか？

②計画作成までのポイント

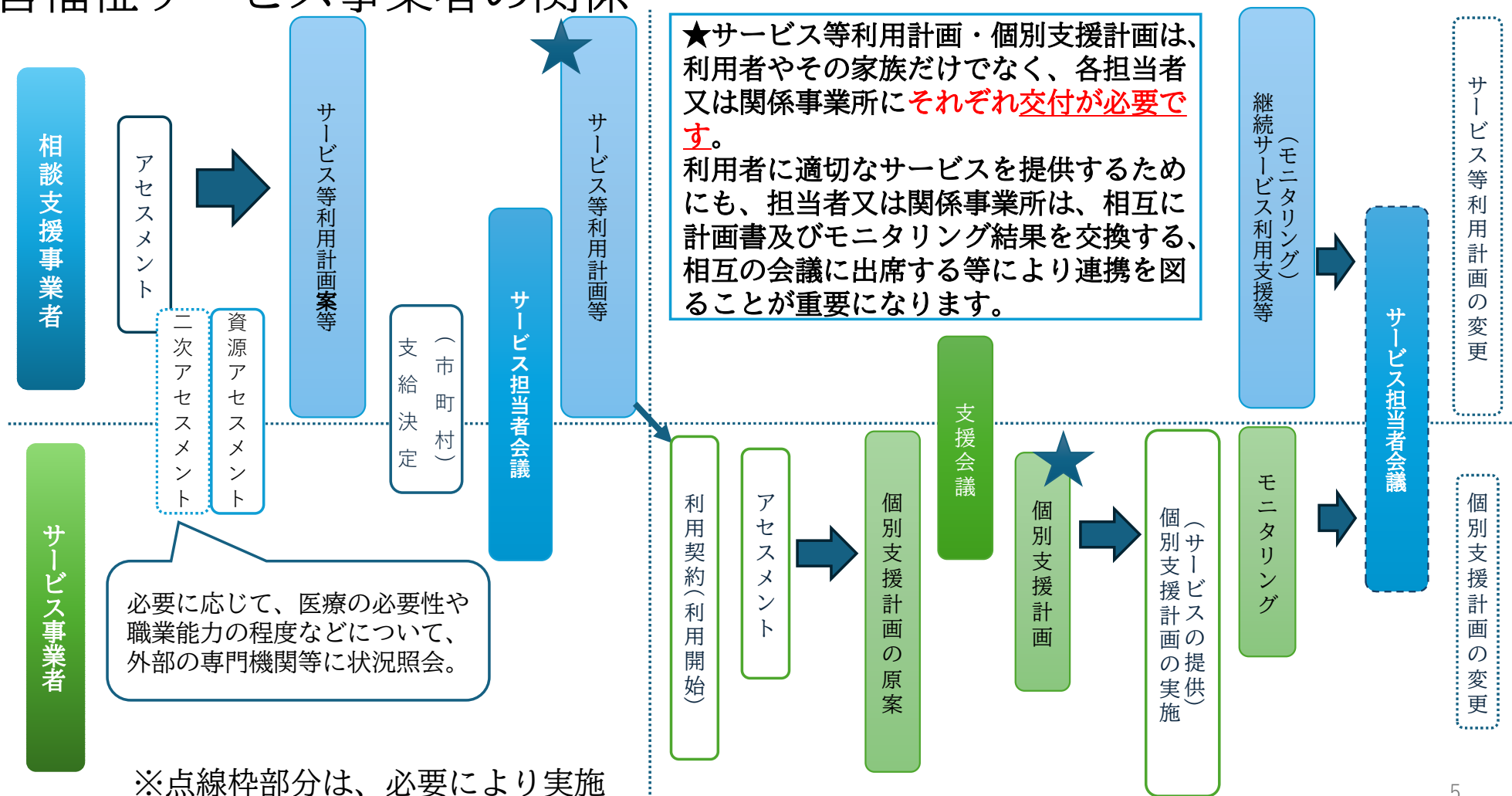
- サービス担当者会議には、原則利用者等も出席し、その意向を確認していますか？
- 計画に位置付けた福祉サービス等の担当者等から意見を求めていますか？
- 会議を踏まえ作成した計画について、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で交付していますか？
- 作成した計画を担当者にも交付していますか？

③利用開始後のポイント

- 作成した計画を担当者にも交付していますか？
- 居宅等を訪問し、利用者等に面接した上で、モニタリング（継続的なアセスメントを含めた計画の実施状況の把握）を行っていますか？
- モニタリングの結果は記録していますか？
- 必要に応じて計画の見直しをしていますか？

計画相談支援と 障害福祉サービス事業者の関係

●重要な確認ポイントと主な指摘事項 ①運営基準関係



令和6年度実地指導 指摘事項（個別支援計画）

第4 運営に関する基準／指摘があったサービス種別

●指定障害児相談支援の具体的取扱方針／児童相談支援

- ・障害児支援利用計画について、サービス担当者会議を開催していなかった

〔ポイント〕

- ☞ ・サービス担当者会議を開催する際は、障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めてください。

2. 情報公表制度に基づく報告

対象	改定の内容
全サービス	●事業所に関する情報（事業所の名称、所在地、電話番号、代表者名、サービスの種類、利用定員、従業員数、利用料金など） ●サービスに関する情報（サービス内容、利用時間、利用料金、利用の手続き、利用者の権利、苦情の申し立ての方法など） ●職員に関する情報（職員の資格、経験、研修内容など） ●その他（サービス提供に関する方針、利用者のプライバシー保護に関する取り組みなど） ➡これらの情報を適切に公表していない場合は、減算されます。 インターネット上や書面掲示等で情報閲覧ができるよう、原則として上記の情報等をウェブサイトに掲載・公表しなければならない。 ➡<u>法人のホームページ等または障害福祉サービス情報公表システム（WAM NET）に掲載してください。</u>

〔令和6年度実地指導 指摘事項〕 ●共同生活援助サービス費
☞ 情報公表対象サービス等に係る報告を行っていませんでしたので、速やかに報告してください。

●重要な確認ポイントと主な指摘事項
①運営基準関係

3. 業務継続計画（BCP）

種別	内容	研修 (定期的+採用時が望ましい)	訓練・シュミレーション (定期的)
感染症	a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)	業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う。 ※感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。	役割分担の確認、感染症が発生した場合に実践するケアの演習等 ※感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
災害	a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携	業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う	役割分担の確認、災害が発生した場合に実践するケアの演習等

〔令和6年度実地指導 指摘事項〕 **※令和6年4月1日から義務化しています。**

- ☞ ・ 感染症（又は災害）発生時の計画を策定していなかった
- ・ 従業者に対し、研修及び訓練を定期的に実施していなかった
- ・ 業務継続計画の内容が不十分だった
- ・ 訓練を実施しているが記録がなかった

4. 虐待の防止措置

委員会 (定期的 ※年1回を推奨)	指針	研修 (定期的＋採用時)	担当者
イ 事業所内の組織 ロ 指針の整備 ハ 職員研修の内容 ニ 相談・報告できる体制整備 ホ 市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法 ヘ 再発の確実な防止策 ト 再発防止策の効果についての評価 ※他の会議体と一体的に設置・運営可能	イ 基本的考え方 ロ 事業所内の組織 ハ 職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制 ヘ 成年後見制度の利用支援 ト 苦情解決方法 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧 リ その他	虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う。	虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

〔令和6年度実地指導 指摘事項〕 **※令和6年4月1日から義務化しています。**

- ☞ ・委員会について、開催していなかった例、研修と同一内容で検討内容が確認できない例、従業者に結果を周知したか確認できない例があった
- ・委員会について、研修と一体的に開催していることを記録から確認できなかった
- ・虐待の防止のための研修について、実施記録がなかった

5. 衛生管理（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

委員会 (おおむね3月に1回以上)	指針	研修（年1回+採用時が望ましい）	訓練・シュミレーション（年1回）
・ 感染対策の知識を有する者（外部の者も含め）の参画を積極的に得つつ、幅広い職種により構成することが望ましい ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要	a 平常時の対策 事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 b 発生時の対応 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等 ※発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要	感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行う ※業務継続計画（感染症）の研修と一体的に実施することも差し支えない。	役割分担の確認、感染対策をした上での支援の演習等 ※業務継続計画（感染症）の訓練と一体的に実施することも差し支えない。

〔令和6年度実地指導 指摘事項〕 **※令和6年4月1日から義務化しています。**

- ☞ ・ 感染症及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、研修と同一内容で検討内容が確認できない例、委員会の内容を周知しているか確認できない例、開催頻度が少ない例があった
- ・ 研修及び訓練の実施記録がなく確認できない ・ 訓練を実施していなかった
- ☞ ・ BCP（感染症）と感染症及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催や、研修・訓練を一体的に行う場合は、それぞれの趣旨を踏まえて行うことが重要です。
- ・ 研修や訓練、委員会の実施記録（検討内容等含む）などを保管してください。

●主な指摘事項と重要な確認ポイント

①運営基準関係

～感染症対策指針と感染症BCPの内容の比較～

項目		感染症対策	感染症BCP
平常時の対策	体制の構築(委員会等、感染対策のための体制)	◎	△
	体制の整備(業務継続のための体制)	—	◎
	連絡先の整理	○	◎
	備蓄品の確保等	—	◎
	研修・訓練	◎	◎
	健康管理	◎	△
	感染予防対策	◎	△
	衛生管理	◎	△
	ウイルスの特徴	—	△
感染(疑い者)発生時の対応	情報共有・情報発信	◎	◎
	感染拡大防止対策(消毒、ゾーニング方法等)	◎	△
	ケアの方法	◎	△
	職員の確保	△	◎
	業務の優先順位の整理	—	◎
	労務管理	—	◎

●主な指摘事項と重要な確認ポイント

●運営基準(研修及び委員会)まとめ

項目	計画・指針等	委員会	研修	訓練	未実施減算
業務継続計画(BCP)	計画策定 (感染症)	—	年1回(+採用時) ※感染症研修と一体可	年1回 ※感染症訓練と 一体可	減算あり
	計画策定 (災害)	—	年1回(+採用時)	年1回	減算あり
感染症	指針整備	6月に1回	年1回+採用時	年1回	—
虐待防止	指針整備	定期的 (少なくとも年1回)	年1回+採用時	—	減算あり
身体拘束	※相談系は定めなし				

※研修について、「+採用時」とある研修は新規採用時に必ず行ってください。一方「(+採用時)」は行うことが望ましいとされています。
新規採用後すぐに全体の法定研修が予定されている場合はその研修に参加することで個別に行う必要はありませんが、サービス提供前に行われることが望ましいです。

6. その他

令和6年度実地指導 指摘事項

第2 人員に関する基準／指摘があったサービス種別

●人員に関する基準／計画相談支援、児童相談支援

・管理者兼相談支援専門員（法人理事）について、出退勤の記録がなく人員基準を満たしていることが確認できませんでしたので、確認できるよう記録してください。

☞ ・雇用契約が発生していない従業者であっても、人員基準を満たしているか管理できるよう、出退勤の記録をとることが必要です。

6. その他

令和6年度実地指導 指摘事項

第4 運営に関する基準／指摘があったサービス種別

●勤務体制の確保等／計画相談支援、児相

- ・ハラスメント防止についての方針等が明確化されていなかった
- ・ハラスメントについての相談に適切に対応するために、必要な体制の整備をしていなかった

☞ ・ハラスメント防止について、方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に適切に対応するために必要な体制の整備などの措置を講じてください。

③報酬関係

報酬関係で押さえていただきたいポイントをお伝えします

- (1) 減算となる場合
- (2) 加算請求について
- (3) 不正請求について

(1) 減算となる場合

- 減算となる場合を次から一覧で示します。
(ここでは加算要件不充足の場合を除きます)
- 知らない減算があった場合は、内容の詳細を別途確認ください
➡万が一減算未対応が判明した場合は、過誤調整をしてください。

(1) 減算となる場合

減算	算定要件
情報公表未報告減算 【全サービス】	情報公表制度に基づく報告が未実施の場合
業務継続計画未策定減算 【全サービス】	- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画＝Business Continuity Planning）を策定していない場合 ※感染症若しくは災害のどちらか一つでも未策定なら減算 - 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合
虐待防止措置未実施減算 【全サービス】	虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合 ※①～④のうち、一つでも講じられていなければ減算 ① 虐待防止委員会の定期開催 ② 虐待防止指針の整備 ③ 虐待防止研修の定期実施（定期的＋新規採用時）④ 虐待防止担当者の設置
居宅介護支援費重複減算 Ⅰ・Ⅱ 介護予防支援費重複減算 【計画相談支援のみ】	1人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、指定居宅介護支援又は指定介護予防と一体的に計画相談支援を提供する場合

(2) 加算請求について

加算の算定要件が一つでも不充足の場合は、過誤調整となります。
各自算定要件を自己点検し、万が一不充足が判明した場合は、
遡って過誤調整をしてください。

- 算定要件は、いわゆる「報酬告示」に規定されています。
障害福祉サービス、障害者支援施設等、計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援について、それぞれ告示されていますので、該当するサービスを確認してください。
- 「報酬告示」を補完するいわゆる「留意事項通知」も必要に応じて参照してください。
 - * 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）」
 - * 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330号）」

(3) 不正請求について

不正請求とは、法令や基準に違反し、かつそれを偽って報酬を請求することをいいます。

注意点①：事情によっては、減算不適用や加算要件不充足の場合であっても、単なる過誤調整ではなく、不正請求に当たることがあります。

注意点②：不正請求と認定された場合は、不正請求額に加えてその額に40%を乗じた額の支払いが課されることがあります。さらには、取消処分等の処分事由に該当することがあります。

ポイント：日頃から「報酬告示」や「留意事項通知」などに基づいて正しく報酬請求ができているか確認しましょう。